

第102号

(平成30年12月)

京都市消費生活総合センター

～ 目次 ～

有料老人ホームの契約について	(2面)
健康食品の摂取にご注意!	(3面)
年末年始の相談窓口についてのお知らせ	(4面)

暮らしの困りごとについて、お気軽にご相談ください!

行政書士による「無料相談会」

京都市では、行政書士による無料相談会を京都府行政書士会との共催で実施しています。相続、遺言、成年後見、役所への手続など、幅広くご相談いただけますので、ぜひご利用ください!



日本行政書士会連合会
公式キャラクター
ユキマサくん

こんなお悩み、ありませんか・・・?

突然、親が亡くなってしまった。遺産相続の手続はどうしたらいい?

遺言書って、どうやって残したらいいんだろう?

父の認知症が進み、お金の管理が難しくなってきた...

今後の相談会の予定

消費生活総合センター 平成31年1月16日(水)、3月20日(水)
午後1時30分～午後4時30分(最終受付は午後4時)

事前申込不要
(先着順受付)

場所	北区役所	上京区役所	左京区役所
日程	平成30年12月27日(木)	平成30年12月20日(木)	平成30年12月11日(火)
	平成31年1月24日(木)	平成31年1月17日(木)	平成31年1月8日(火)
	平成31年2月28日(木)	平成31年2月21日(木)	平成31年2月12日(火)
	平成31年3月28日(木)		平成31年3月12日(火)
時間	全日、午後2時～午後4時	全日、午後2時～午後4時	全日、午後2時～午後4時
場所	中京区役所	東山区役所	山科区役所
日程	平成30年12月12日(水)	平成30年12月20日(木)	平成30年12月18日(火)
	平成31年1月9日(水)	平成31年1月17日(木)	平成31年1月15日(火)
	平成31年2月13日(水)	平成31年2月21日(木)	平成31年2月19日(火)
	平成31年3月13日(水)		平成31年3月19日(火)
時間	全日、午前10時～午前11時50分	全日、午後2時～午後4時	全日、午後1時30分～午後4時
場所	下京区役所	南区役所	右京区役所
日程	平成30年12月13日(木)	平成30年12月27日(木)	平成30年12月11日(火)
	平成31年1月10日(木)	平成31年1月24日(木)	平成31年2月12日(火)
	平成31年2月14日(木)	平成31年2月28日(木)	
	平成31年3月14日(木)	平成31年3月28日(木)	
時間	全日、午後2時～午後4時	全日、午後2時～午後4時	全日、午後1時30分～午後4時
場所	西京区役所	西京区役所洛西支所	伏見区役所
日程	平成31年1月15日(火)	平成30年12月18日(火)	平成31年1月24日(木)
	平成31年3月19日(火)	平成31年2月19日(火)	平成31年3月28日(木)
時間	全日、午後1時30分～午後4時	全日、午後1時30分～午後4時	全日、午後2時～午後4時

有料老人ホームの契約について

有料老人ホームは、平成12年の介護保険制度導入以降、民間企業の参入が活発化し、急増しています。厚生労働省の発表によると、平成12年では、全国で349施設しかなかったものが、平成29年では、12,608施設まで増加しています。また、未届の施設（法令違反）も、約1,000施設あります。

有料老人ホームは、単身又は夫婦のみの高齢者世帯が増加する中で、高齢者向け住まいの一つとして重要な役割を担っていますが、有料老人ホームをめぐる消費者トラブルの相談も増加し、中にはとても深刻なものがあります。

そこで、全国の消費生活センターに寄せられた相談の傾向とアドバイスを提供します。

傾向

相談内容は「契約・解約」、「価格・料金」に関する相談が多数を占め、また、退去時に不当な原状回復費用を請求された等の相談もあります。

さらに、未届の有料老人ホームが突然閉鎖され、京都市内で1,500万円、1,000万円といった高額な被害が発生した相談事例もあります。

アドバイス

- 入居契約をする前に、複数の施設見学や体験入居を行い、サービス内容や、前払金（入居一時金）などの費用について、十分説明を受けましょう。
- 入居後、どのような場合に退去しなければならないか等についても事前に確認しておきましょう。
- 契約書などの関係書類は事前に入手し、十分検討を行い、入居後は退去するまで保管しておきましょう。
- 有料老人ホームは老人福祉法で届出が義務づけられており、届出施設は京都市保健福祉局介護ケア推進課のホームページや「すこやか進行中！！（高齢者のためのサービスガイドブック）」に一覧を掲載しておりますので、届出の有無について確認しましょう。



有料老人ホームについてのお問合せ先

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

電話 075-213-5871

FAX 075-213-5801

健康食品の摂取にご注意！

健康食品の摂取により、まれに薬物性肝障害を発症することがあります。その多くは体質によるものですが、誰にでも発症する可能性があり、また、重症化するケースもありますので、十分に注意してください。

事例

数ヶ月前から、複数のサプリメントを摂取し始めたが、その後、体調不良が続くため病院に行き、検査を行ったところ、肝臓の病気の变化を示す値が上昇していた。

その後、サプリメントの摂取を中止すると、これらの値は減少し始めた。

また、サプリメントに対する反応を調べる血液検査でも全て陽性となり、薬物性肝障害と診断された。



アドバイス

- 健康食品を摂取して倦怠感などの体調不良の症状が続く場合は、ただちに摂取をやめ、**速やかに医療機関を受診しましょう。**
- 受診する際は、健康食品の容器などを持参し、**医師へ正確に情報を伝えましょう。**
- 健康食品は、あくまで**補助的なもの**なので、日頃の食事、運動、栄養などに気を配るようにしましょう。



信頼できる情報源として、厚生労働省所管の国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所のウェブサイト「健康食品」の安全性・有効性情報データベースがあります。[\(https://hfnet.nibiohn.go.jp/\)](https://hfnet.nibiohn.go.jp/)

関心のある成分について、人に対する安全性や有効性に関する情報が確認できます。

年末年始の相談窓口についてのお知らせ

京都市では、年末年始（12月29日～1月3日）は市役所・区役所をはじめ、多くの施設で休業となりますが、京都市消費生活総合センターにおいても、12月29日から1月3日まで相談業務を休業します。

また、消費生活土日祝日電話相談につきましても、12月29日から1月3日までは休業します。ご不便をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

- 消費生活相談 ☎256-0800
- 多重債務相談 ☎256-3160
- インターネット消費生活相談
（消費生活総合センターホームページから）
- 法律相談（問合せ） ☎256-2007
- 交通事故相談 ☎256-2140
- 市政一般相談 ☎256-2007
- 各区役所・支所 法律相談
- 消費生活土日祝日電話相談 ☎257-9002

左記の相談業務については、以下のスケジュールとなりますので、よろしくお願いいたします！



平成30年12月				平成31年1月			
28日	29日	30日	31日	1日	2日	3日	4日
金	土	日	月	火	水	木	金
通常 どおり	年末年始 休業	年末年始 休業	年末年始 休業	年末年始 休業	年末年始 休業	年末年始 休業	通常 どおり

【編集後記】

今年の冬は寒いかと思えば、極端に暖かたりする日もあり、外出する時の服装に悩まされますね。また、冬になると、急な寒暖差によるヒートショックといった血圧の急上昇など、特に入浴時の事故が増加しますので、脱衣所をあらかじめ暖めておくなどの対策を行い、くれぐれもお気をつけください。

悪質商法、買い物、契約に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市消費生活総合センター ☎256-0800（消費生活相談専用）

☎256-3160（多重債務相談専用）

相談受付時間 月～金（祝休日を除く。）午前9時～午後5時
京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

ホームページ <http://kyoto-soudan.jp/> ツイッターアカウント @kyoto_soudan

*土・日・祝日（年末年始を除く。）の緊急時のご相談は、
土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時（電話相談のみ）



平成30年12月発行 京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター

京都市印刷物 第304874号

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！

